

**(提案18)**

## 第23期における委員会について

第22期幹事会

第22期の幹事会として、第23期における委員会について、第23期の幹事会に伝達する内容等については、以下のとおりとする。

**1. 幹事会附置委員会**

廃止が適当でない特段の事情のあるものを除き、幹事会附置委員会及びその下の分科会については第22期末で廃止する。

ただし、廃止する又は設置期限を迎える委員会のうち、以下①～⑥については、来期においても継続して審議を行うことが必要な事項があるため、第23期において、審議体制の整備について早期に検討されたい。

## ①東日本大震災に関する学術調査検討委員会

第22期に実施した学協会レベルの学術調査等の在り方についての審議に引き続き、研究者レベルでの学術調査等の在り方について審議を行う必要がある。

## ②科学者に関する国際人権問題委員会

別紙のとおり。

## ③東日本大震災復興支援委員会

エネルギー供給問題、汚染水問題については、長期的に取り組むべき課題であり、継続的な審議を行う必要がある。また、原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理、医療の在り方に関する審議については、第22期は課題の抽出にとどまっており、引き続き審議を行う必要がある。

## ④原子力利用の将来像についての検討委員会

原子力発電の将来の在り方については、今期は提言等の取りまとめに至っておらず、引き続き審議を行う必要がある。

## ⑤大学教育の分野別質保証委員会

分野別の参照基準について、一部の分野については、引き続き審議を行う又は新たに体制を整備し審議を行う必要がある。

#### ⑥フューチャー・アースの推進に関する委員会

フューチャー・アース国際本部事務局の設置等フューチャー・アースの活動が本格化しており、日本学術会議としても、引き続き体制を整備し、関連する諸課題を整理・審議し、関連機関・組織との連携を図る必要がある。

### 2. 機能別委員会

第22期中に、分科会等の改廃について委員会ごとに方針を定める。これを参考に、第23期において、各委員会において、分科会等の改廃、委員会及び分科会の構成員について検討されたい。

### 3. 課題別委員会

委員会は、設置要綱に定められた設置期限に従い、全て第22期に終了する。但し、高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップについては、第22期の審議を踏まえた検討を進めるため、第23期において、委員会の設置、構成員について早期に検討されたい。

### 4. 分野別委員会

第23期のできるだけ早い時期に分科会の活動を開始できるよう、各委員会において分科会の構成員について検討されたい。

## 科学者に関する人権問題委員会及び国際人権対応分科会に関する 第 23 期への申し送りについて

- 第 22 期は、科学者に関する国際人権問題委員会を幹事会附置委員会として設置した。現在の国際社会における状況を鑑み、第 23 期においても、人権問題を取り扱う委員会を幹事会に直結するように設置し、重要案件について審議するとともに、その下に人権問題に関する国際情報などを分析検討する分科会を置くべきである。
  
- 国際人権ネットワークの隔年総会が平成 28 年春に開催予定(場所未定)。日本学術会議からも関係者を派遣することが望ましい。

第 22 期日本学術会議人権問題委員会委員長及び国際人権対応分科会委員長

以 上

## 「科学者に関する人権問題委員会」及び「国際人権対応分科会」

### 第 22 期の活動概要

- 「科学者に関する人権問題委員会」及び「国際人権対応分科会」を設置
  - 委員会及び分科会設置提案の承認（第 139 回幹事会決定 平成 23 年 10 月 28 日）  
（第 22 期の活動体制としては、親委員会の下に分科会を設置し、国際的な科学者の人権状況や問題について継続的に調査・審議し、第一段階の判断を行った。次に親委員会での慎重な審議を経て、委員会としての最終判断・決定を行い、幹事会での審議も経て、必要な場合には意見の発出を行うような流れとした。）
  
- 委員会を 5 回開催
  - 第 1 回議題内容（平成 23 年 12 月 20 日）  
報告事項：第 21 期までの国際人権問題への対応状況  
提案事項：委員長の決定、今後の活動方針（基準作りを分科会に依頼）、分科会のメンバー構成、委員会及び分科会の活動方針、国際人権ネットワーク隔年総会に委員を派遣すること
  - 第 2 回議題内容（メール審議）（平成 24 年 1 月 20 日）  
分科会委員の決定
  - 第 3 回議題内容（メール審議）（平成 24 年 3 月 8 日）  
第 10 回国際人権ネットワーク隔年総会出席に係る会員の派遣について
  - 第 4 回議題内容（平成 24 年 9 月 20 日）  
日本学術会議会長名での嘆願書発出について
  - 第 5 回議題内容（メール審議）（平成 25 年 12 月 24 日）  
平成 26 年度代表派遣会議の推薦について（第 11 回国際人権ネットワーク隔年総会）
  
- 分科会を 3 回開催
  - 第 1 回（平成 24 年 4 月 11 日）  
委員長の決定、分科会の活動について（日本学術会議としてどこまで人権問題に対応すべきか）、第 10 回国際人権ネットワーク隔年総会への出席者について
  - 第 2 回（平成 24 年 7 月 20 日）  
報告：第 10 回国際人権ネットワーク隔年総会  
国際人権ネットワークから届くアクション・アラートへの対応と、日本学術会議としてどこまで人権問題に対応すべきかについて  
日本学術会議会長名で一件の嘆願書発出を推薦することの決定

### 第3回（平成26年6月25日）

報告：第11回国際人権ネットワーク隔年総会

これまでの取り扱い案件のご意見とりまとめ結果のレビュー（全14件）

現在審議中の案件についての議論

第23期への申し送り書作成について

- **合計17（2014年9月9日以降に挙がってくる案件）件の案件を国際人権対応分科会で審議**
  - その内、15件は、国際人権ネットワークから届くアクション・アラートによるもの
  - 残り2件は、国際人権ネットワークから届くアクション・アラートに関連する案件（中国・天安門事件、及びガザに関する意見表明関連）
  
- **日本学術会議会長名で一件の嘆願書を発出**
  - トルコ人法学者 Büşra Ersanlı 教授につき、厳正な裁判を求める嘆願書をトルコ共和国大統領宛てに発出（2012年9月21日付）
  
- **「科学者に関する国際人権問題委員会」及び「国際人権対応分科会」の活動に関連する報告書の案内文（「トルコ共和国における科学者の人権問題に関する報告書（ご案内）」を、日本学術会議会長名のニュースレターとして一件発出**
  - 国際人権ネットワークのメンバーの有志3名がトルコ共和国を訪問し、現地での状況調査を行った結果をとりまとめた報告書を紹介（2013年9月6日）
  
- **日本学術会議代表派遣として2件の国際会議に代表者を派遣**
  - 第10回国際人権ネットワーク隔年総会  
2012年（平成24年）5月23～25日：台湾（台北）  
出席者：吾郷 眞一  
科学者に関する国際人権問題委員会幹事  
国際人権対応分科会委員長
  - 第11回国際人権ネットワーク隔年総会  
2014年（平成26年）5月26～28日：ドイツ（ハレ）  
出席者：吾郷 眞一  
科学者に関する国際人権問題委員会幹事  
国際人権対応分科会委員長

## 第 21 期から第 22 期への申し送り、及び

### 第 22 期に新たに認識した課題

#### 【第 21 期から第 22 期への申し送り】

- 国際人権ネットワークから通知されるアクション・アラート（人権侵害事案）、その他の事案に対する審査対象の基準として第 21 期から第 22 期への申し送り書では、以下の①～③を満たす事案を扱うことが提案された：
  - ① 科学者・研究者の事案
  - ② 科学者・研究者としての研究に起因した事案
  - ③ 学術会議として対応することが適切と考えられる事案

#### 【第 22 期に新たに認識した課題】

- 第 22 期に行った審議の過程に挙がってきた議論に基づき、以下のような観点にて個別案件を審議することも今後必要と思われた：
  - 1) 対象が科学者・研究者である事案（但し、アラートとして国際人権ネットワークから届く案件には職能集団のものも含まれている。通常、職能集団は科学者・研究者のカテゴリーには入らないとみなされるが、学術活動を行っていることもあるため、職業のみで判断するのではなく、学術活動を行っていたか否かを確認することも必要である）
  - 2) 科学者・研究者としての学術活動に起因した事案（但し、特に社会科学系の研究者の場合、政治活動か学術活動かのボーダーラインが非常にあいまいであることも多いことを考慮することも必要である。また、一例では、（不当な）拘束中に教育を含め学術活動が阻害される、といった面にも着眼し、「学術研究」の意味合いを広くすることを検討することも必要に思われる）
  - 3) 日本学術会議として対応することが適切と考えられる事案

選考委員会における第23期への申し送り事項

〔平成26年8月28日〕  
第22期選考委員会

第22期選考委員会として、以下の観点で選考を行ったので、第23期選考委員会に参考のため伝達します。

1 会員数の是正（法定の部の活動をバランス良く行うため）

各部における会員数を70名ずつとする。

第23期当初における会員数は、第一部が71名、第二部が70名、第三部が69名となる見込み。

2 連携会員数の是正及び連携会員の若返り（1の考え方に準じた措置）

各分野における連携会員数を同数に近づけていく。

改選時に生命科学分野と理学・工学分野の連携会員を計20名減らし、その分を人文・社会科学分野で増やす。これをあと2回行えば、ほぼ同数となる見込み。

また、日本学術会議に「若手アカデミー」が置かれることから、推薦時において若手の連携会員候補者を増やしつつ、連携会員の若返りを図ることに配慮していく。

3 女性の数（国の機関として、閣議決定の目標を達成するため）

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）における平成27年の成果目標が次のように定められている。

- ・日本学術会議の会員に占める女性の割合 22%
- ・日本学術会議の連携会員に占める女性の割合 14%

第23期のスタート時点では、会員に占める女性の割合は23.3%、連携会員は22.3%となる見込みで、平成27年の目標値を上回ることになる。

さらに、この基本計画においては、『社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する』という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。」と述べられており、この目標に向けて努力する必要がある。

4 地域バランス（会則に定める地区の活動を円滑に行うため）

地区会議の活動に支障を来さないように、各地域から候補者が選ばれるように配慮する。

5 環境学（細則に定める分野別委員会の活動を円滑に行うため）

分野横断型・環境学分野について、今後の改選の際に、どのように取り扱うべきか、引き続き検討が必要である。

6 選考委員会枠

選考委員会枠として、次のような考え方がある。

(1) 改選数のうちの一定数について、分科会から候補者を提出させ選考委員会  
が選考する。

(2) 改選数のうちの一定数について、分科会に下ろすことなく選考委員会  
が選考する。

今回の選考においては、(1)の方法をとったが、(2)の方法も必要と考えられる。

<参考>

第23-24期会員候補者及び連携会員候補者を選考する際の選出人数については、  
選考委員会（平成26年3月6日）において次のように定めた。

○ 会員候補者

分科会名	選 出 人 数			
		分科会枠*1	選考委員会枠*2	
			決定数	提出数
人文・社会科学	41名（←改選数42名）	34名	7名	11名
生命科学	33名（←改選数31名）	26名	7名	11名
理学・工学	31名（←改選数32名）	24名	7名	11名

\*1 分科会枠から選出された候補者については、選考委員会が会員にふさわしいかどうか改めて確認するものとし、分科会に差し戻すこともあり得る。

\*2 各分科会における選考委員会枠については、7名の1.5倍に相当する11名の候補者を順位付けしないで選出する。

※ 詳細については、第23期会員の選考方法（平成25年8月28日日本学術会議選考委員会決定）を参照。

○ 連携会員候補者

分科会名	選 出 人 数			
		分科会枠*3	選考委員会枠*4	
			決定数	提出数
人文・社会科学	318名（←改選数298名）	289名	29名	44名
生命科学	283名（←改選数294名）	254名	29名	44名
理学・工学	259名（←改選数268名）	230名	29名	44名

- \*3 分科会枠から選出された候補者については、選考委員会が連携会員にふさわしいかどうか改めて確認するものとし、分科会に差し戻すこともあり得る。
  - \*4 各分科会における選考委員会枠については、29名の1.5倍に相当する44名の候補者を順位付けしないで選出する。
- ※ 詳細については、第23期連携会員の選考方法（平成25年8月28日日本学術会議選考委員会決定）を参照。

〔平成 25 年 8 月 28 日〕  
日本学術会議選考委員会決定

## 第 23 期会員の選考方法

### ◎ 選考となる対象

優れた研究又は業績がある科学者（日本学術会議法第 17 条）

#### 1 考慮すべき点

##### (1) 各部選出人数の是正

平成 26 年 10 月改選では、次のように行う。

人文・社会科学選考分科会から 41 名（←改選数 42 名）

生命科学選考分科会から 33 名（←改選数 31 名）

理学・工学選考分科会から 31 名（←改選数 32 名）

これらにより、第 23 期当初における各部の現員数は、次のようになる。

第一部 71 名、第二部 69 名、第三部 70 名

##### (2) 専門分野のバランス

できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮する。

##### (3) 女性会員の維持、増加

第 3 次男女共同参画基本計画における平成 27 年の成果目標が「日本学術会議の会員に占める女性の割合 22%」と定められ、閣議決定（平成 22 年 12 月 17 日）を経ている。このため、上記割合を遵守する必要がある。

会員定数 210 名の 22%は、46.2 名。よって第 23 期当初における女性の会員数は 47 名以上とならなければならない。現在の女性会員数は、49 名。うち、第 22 期で任期を終える者が 34 名いる。第 23 期当初において 47 名以上の女性会員を確保するためには、今回の選考で少なくとも 32 名以上の女性会員を選出しなければならない。

さらに、この基本計画では、「2020 年（平成 32 年）30%」という目標を立てている。会員定数 210 名の 30%は、63 名。平成 32 年 10 月からの第 25 期には、63 名以上の女性会員が在任しなければならない。

##### (4) 地域バランスの確保

地区会議の活動に支障を来すような地区が生じないように配慮する。

(5) 産業界・実務家からの選出

産業界、法曹界、公認会計士等からの人材（大学勤務者も含む）にも配慮する。

## 2 対処方針

(1) 調整枠

- ・改選数 105 名の 20%に当たる 21 名を選考委員会枠とする。
- ・21 名については、各分科会から 7 名ずつ充てる。
- ・各分科会から、7 名の 1.5 倍に相当する 11 名の候補者を順位付けしないで提出させる。
- ・選考の際には、女性の数、地域バランス等に留意する。
- ・11 名の候補者のうち、半数以上を関東及び近畿以外の者とするとともに、調整枠以外の候補者も含めて、全体として、会員不在の地域を作らないように心掛ける。

(2) 女性会員の確保

- ・選考の際、各分科会から提出される改選後の女性会員数については、少なくとも現行の女性会員数を下回らないようにすることを目標とする。
- ・第一部では、改選対象となる女性会員の数を原則として下回らないようにすることを目標とする。
- ・第二部及び第三部では、改選対象となる女性会員の数より 2 名増やすことを目標とする。
- ・平成 29 年 10 月改選においては、会員に占める女性の割合を 30%に近づけていくために、改選数 15 名に対して大幅に女性会員を増やす必要があることにも留意する。

## 3 その他

(1) 活動実績等の把握

会員を連携会員から選考する場合には、25 年度から運用開始予定のデータベースを活用し、会議の出席状況、日頃の活動状況等を把握して参照する。

(2) 協力学術研究団体の情報提供の活用

日本学術会議会則第 35 条第 4 項の規定を活用し、協力学術研究団体に対し、会員の候補者に関する情報提供を求める。

〔平成 25 年 8 月 28 日〕  
日本学術会議選考委員会決定

## 第 23 期連携会員の選考方法

### ◎ 選考となる対象

優れた研究又は業績がある科学者（日本学術会議法第 15 条第 2 項）

#### 1 考慮すべき点

##### (1) 選出人数

前期の考え方を踏襲すると、第 23 期に選出される連携会員の人数は次のようになる。

「第 22 期改選時の定数－（継続連携会員数）－（任期満了会員で連携会員候補者となる者の数）＋（継続連携会員から会員候補者となる者の数）」

##### (2) 各部選出人数の是正

各分科会から選出される人数に差が見られるので、是正していく。

1,900 名を三等分した約 630 名になるように今後 3 回の選考で調整する。現状では第二部と第三部が第一部より多いので、両部から概ね 30 名を減じ、第一部に割り当てる。

##### (3) 専門分野のバランス

できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮する。

##### (4) 女性連携会員の維持、増加

第 3 次男女共同参画基本計画における平成 27 年の成果目標が「日本学術会議の連携会員に占める女性の割合 14%」と定められ、閣議決定（平成 22 年 12 月 17 日）を経ている。このため、上記割合を遵守する必要がある。

連携会員 1,900 名（平成 23 年 10 月現在）のうち女性連携会員は 314 名、女性連携会員の占める割合は 16.5%となっているので、現状では平成 27 年の目標は達成している。しかしながら、この基本計画では、「2020 年（平成 32 年）30%」という目標を立てている。連携会員数 1,900 名の 30%は、570 名。平成 32 年 10 月からの第 25 期には、570 名以上の女性連携会員が在任するようしなければならない。

したがって、第 23 期当初における女性連携会員数については現状以上を確

保するために、第 22 期で任期を終える者が 152 名おり、これ以上の女性連携会員が選出されるようにしなければならない。

以上のことから、閣議決定で定められた 2020 年の女性比率目標（30%）を達成するために、3 回の改選期ごとに均等に概ね 85 名ずつ増やすことを目標とする。

#### (5) 地域バランスの確保

平成 23 年 10 月現在の地域ブロック別における連携会員数を見ると、関東ブロックが 1,045 名となっているのに対し、中国・四国ブロックが 61 名、北海道ブロックが 69 名と少なくなっている状況である。また、同時点で、連携会員が 0 名の都道府県は存在しない。

引き続き、地区会議の活動に支障を来すような地区が生じないように配慮する。

#### (6) 産業界・実務家からの選出

現在の連携会員のうち、平成 23 年 10 月時点において現職で産業界から選出されている者は 39 名で、N T T、東芝、日立製作所などに所属している。

引き続き、産業界、法曹界、公認会計士等からの人材（大学勤務者も含む）にも配慮する。

#### (7) 若手の選出状況

第 21 期当初に任命された連携会員 936 名については、任命時（平成 20 年 10 月）の平均年齢は 54.8 歳、最高年齢は 80 歳、最低年齢は 36 歳、年齢別の内訳は、30 歳代が 6 名（0.6%）、40 歳代が 146 名（15.6%）となっている。

また、第 22 期当初に任命された連携会員 1032 名については、任命時（平成 23 年 10 月）の平均年齢は 59.5 歳、最高年齢は 75 歳、最低年齢は 36 歳、年齢別の内訳は、30 歳代が 2 名（0.2%）、40 歳代が 92 名（8.9%）となっている。

第 21 期、第 22 期共に 30 歳代、40 歳代の若手連携会員が占める割合は 10% 前後と少ない状態である。

## 2 対処方針

これらの条件を考慮した上で、第 23 期連携会員を選考するには、(1)発令総数、(2)各部のバランス、(3)調整枠、(4)女性連携会員の確保、(5)地域バランスの確保、(6)若手への配慮について考える必要がある。

### (1) 発令総数

期の当初に全体で 1,900 名を目安とした連携会員を任命する。

(2) 各部のバランス

選出される人数が同数になるよう是正していくため、今回は、**第二部と第三部から概ね 10 名ずつ減じ、第一部に割り当てる。**

(3) 調整枠

- ・選考数のうち 10%を選考委員会枠とする。
- ・選考委員会枠を三等分した数を各分科会から提出させる。
- ・各分科会から、選考委員会枠を三等分した数の 1.5 倍に相当する数の候補者を順位付けしないで提出させる。
- ・選考の際には、女性の数、地域バランス、若手の登用等に留意する。

(4) 女性連携会員の確保

女性改選数 150 名に 88 名を追加した 238 名を選考することを目標とする。各分科会から概ね 80 名選考することとなる。

(5) 地域バランスの確保

**連携会員不在の都道府県を作らないようにする。**

(6) 若手への配慮

若手科学者が独自にアカデミー活動を展開できる場としての「若手アカデミー」構想の実現に向けて、前期の提言「若手アカデミー設置について」を踏まえて、就任時に 40 歳未満の若手連携会員の確保について配慮する必要がある。

### 3 その他

(1) 活動実績等の把握

現に連携会員である者が選考対象となった場合には、25 年度から運用開始予定のデータベースを活用し、会議の出席状況、日頃の活動状況等を把握して参照する。

(2) 協力学術研究団体の情報提供の活用

日本学術会議会則第 35 条第 4 項の規定を活用し、協力学術研究団体に対し、連携会員の候補者に関する情報提供を求める。

## 科学者委員会第23期への引き継ぎ事項について

第23期幹事会各位

科学者委員会委員長  
小林良彰

科学者委員会第22期の活動と第23期への引き継ぎについて、以下の通りに取りまとめましたのでご報告致します。

1. 第22期の活動概要
  - (1) 協力学術研究団体の指定
  - (2) 「研究者」の範囲の改訂
  - (3) 地区会議との連携強化
    - ・各地区会議代表幹事が総会時の幹事会に陪席して意見交換
  - (4) 地区会議所属変更の承認
  - (5) 各地区会議主催学術講演会企画の承認
  - (6) 各分科会における所定の活動
  
2. 第23期への引き継ぎ事項
  - (1) 広報分科会：  
存続する
  - (2) 男女共同参画分科会：  
存続する
  - (3) 学術体制分科会：  
存続する
  - (4) 学協会の機能強化方策検討等分科会：  
存続する
  - (5) 学術の大型研究計画検討分科会：  
存続する
  - (6) 学術誌問題検討分科会：  
「学術発信分科会」と名称変更して存続する
  - (7) 知的財産検討分科会：  
存続する
  - (8) 科学者委員会における所定の活動の遂行、特に地区会議との連携強化

以上

## 科学と社会委員会 第23期への申し送りについて

科学と社会委員会 委員長  
家 泰弘

### 1. 第22期（平成23年10月～26年9月）の活動状況

#### (1) 科学と社会委員会

- ・ 科学と社会委員会は計19回（うち、11回はメール審議）開催した。
- ・ 部、課題別委員会、幹事会附置委員会からの提言等の査読を計32件（平成26年8月14日時点の仮集計、査読中を含む）行った。

#### (2) 課題別審議検討分科会

- ・ 計14の課題別委員会を設置し審議を行った。うち11は設置期間を終了している。
- ・ 課題別委員会等への会員・連携会員の積極的参加を求めて公募を行った。
- ・ 課題別委員会を設置して審議すべきテーマそのものの公募を行った。

#### (3) 科学力増進分科会

- ・ サイエンスカフェを月2回程度のペースで開催した。首都圏のみならず、地方での活動も活性化している。
- ・ 毎年11月にJST主催で開催されるサイエンスアゴラに参加し、シンポジウム等を開催した。
- ・ 高等学校教科の学習指導要領の改訂が2016年度に予定されていることに鑑み、その内容について学術の立場から適切なインプットを行うことを目的として、「高校理科教育検討小委員会」を設置した。

#### (4) 「知の航海」分科会

- ・ 「知の航海」シリーズの書籍を22期中に5冊刊行した。（通算では9冊）

#### (5) 年次報告等検討分科会

- ・ 各年10月～翌年9月の活動をまとめた年次報告を毎年作成。年次報告は日本学会議の活動に関する外部評価の資料ともなっている。

### 2. 提言等の査読について、

- (1) 今期から、課題別委員会に加えて幹事会附置委員会からの提言等の査読も科学と社会委員会において行うこととなったため、件数が大幅に増加した。また、提言等が期末に集中するため、査読委員に相当の負担をかけることとなった。

- (2) 査読作業の丁寧さと迅速さに関して査読委員の間でかなりムラがある。査読プロセス

を円滑にするために、①提言等最終案の提出受付、②形式整え等の事務的サポート、③査読委員への送付、④査読進行状況の把握、⑤査読意見への回答および改訂版の受付、⑥査読完了の判断、という一連の流れについて、委員長と事務局の連携・役割分担を確認しておくことが必要である。

- (3) 査読意見とそれに対する回答／対応の関係が明確になるように、フォーマットを作成して、それをを用いるようにした。また、提言等作成の際の注意点をまとめたものを会長・副会長連名のメッセージとして発した。提言等の作成および査読に関するガイドラインを整理して、会員・連携会員に周知する必要性を感じている。
- (4) 現行規定では、科学と社会委員会の委員数は委員長+13名となっている。規定を変更して、査読委員数を増やすか、あるいは課題別審査等査読分科会を活用して委員会委員以外にアドホックに査読担当委員を任命するか検討に値する。提言等のテーマに応じてアドホックに査読担当を任命する場合、査読担当の選定⇒依頼⇒決定に関わる審議のために査読プロセスが滞ることがないように、提言等の最終案の提出を見込んで予め決定しておくなどの工夫が必要である。
- (5) 査読プロセスでは査読者は匿名とするとしても、査読者の貢献と責任を明らかにする意味で、最終的に表出される提言等の文書に「本提言（報告）は下記の会員・連携会員によって査読が行われました」として査読者を明示するようにすることも検討に値する。ただし、そのことが査読プロセスに影響を及ぼす可能性も考えられることから、慎重な検討が必要である。

### 3. 分科会および小委員会について

- (1) 「課題別審議等査読分科会」は、提言等の査読に関して親委員会との関係・役割分担を再度確認する必要がある。
- (2) 「社会及び国民等との連携強化分科会」は、最近活動の実態がほとんどないので、第23期においてその在り方を再検討することが望ましい。
- (3) 「科学力増進分科会 科学技術リテラシー小委員会」は「科学技術の智プロジェクト」の完了以降、あまり活動の実態がないようなので、第23期においてその在り方を再検討することが望ましい。
- (4) 「科学力増進分科会 高校理科検討教育小委員会」（設置期限 平成26年9月30日）は2016年の指導要領改訂に関わる事項の審議中であるので、第23期に再設置する方向で検討することが至当である。

#### 4. その他

- (1) 提言等の内容によっては、英文による発信も併せて行うことが望ましい。その点に関する規則や支援体制の検討・整備を早急に進めるべきである。
  
- (2) 学術会議と産業界との連携のあり方について検討体制を整備する。例えば3-(2)の「社会及び国民等との連携強化分科会」を再編してその役割を担わせるのも一案と史料する。

## 国際委員会に関する 23 期への申し送りについて

国際委員会委員長

### ☆国際委員会

- 国際事業内規に関しては、22 期に改定を行った。国際学术交流は時代に応じて形態や方式が変化し得るものであるため、今後も必要に応じて事業内規の改定を検討していただきたい。
- 22 期に新たに加盟した国際社会科学評議会 (ISSC) 及びアジア科学アカデミー・科学協会連合 (AASSA) に関する事項には格別の配慮をお願いしたい。

### ☆国際会議主催等検討分科会

- 22 期において、共同主催国際会議の選考に際して、保留という概念を導入した。平成 28 年度共同主催国際会議について 7 件を候補として決定し、4 件を保留としているが、平成 27 年 2 月までに候補の決定を行っていただきたい。

### ☆アジア学術会議 (SCA) 分科会

- 平成 27 年のカンボジア SCA を見据え、SCA の事務局と連携を取り活動を継続していただきたい。

### ☆日本・カナダ女性研究者交流分科会

- 本年度中に、カナダへの女性科学者の派遣を行うので、態勢をよろしくお願いしたい。

### ☆防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会

- 平成 27 年 1 月に開催予定の「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に向けて、引き続き分科会を継続して審議・検討をしていただきたい。

### ☆G サイエンス及び ICSU 等分科会

- 平成 28 年の早い時期に G サイエンス学術会議を日本で開催の予定であるため、準備を進めるため早期に分科会を立ち上げることが望ましい。

### ☆国際対応戦略立案分科会

- 22 期は 2 つずつの国際学術団体の新規加盟と脱退を行った。23 期においては活動が活発に行われているかを重視した調査票を元に、ある程度早い段階から十分な時間をかけて、戦略的に国際学術団体の見直しを検討していただきたい。また、加入後の国際学術団体に対応している分科会には活動内容についての定期的な報告をお願いしているが、その報告を重視するよう働きかけていただきたい。

以 上

第22期における幹事会附置委員会の廃止に関する決定（案）

〔平成 年 月 日〕  
日本学術会議第 回幹事会決定

第22期の終了に伴い、以下の運営要綱は、廃止する。

- ・日本の展望委員会運営要綱（平成20年4月8日日本学術会議第56回幹事会決定）
- ・東日本大震災に係る学術調査検討委員会運営要綱（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）
- ・科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱（平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定）
- ・東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成23年10月5日日本学術会議第138回幹事会決定）
- ・日本学術会議改革検証委員会運営要綱（平成24年5月25日日本学術会議第152回幹事会決定）
- ・大学教育の分野別質保証委員会運営要綱（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）

附 則

この決定は、平成26年10月1日から施行する。